

**「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の
改正全文の訂正に係る新旧対照表**

(改正点は下線部)

差替版 (令和7年12月24日発出、令和7年10月8日適用)	改正後(令和7年10月8日発出)	改正前(令和5年12月12日発出)
<p>第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思表示の方法</p> <p>親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。</p> <p><u>また、特定の親族を指定し、当該親族に対し臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、当該臓器を当該親族を含む親族全体（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p>	<p>第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思表示の方法</p> <p>親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。</p> <p><u>ただし、特定の親族を指定し、臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、当該親族に限らない親族全体（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p>	<p>第2 親族への優先提供の意思表示等に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思表示の方法</p> <p>親族に対し臓器を優先的に提供する意思は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思に併せて、書面により表示することができること。</p> <p><u>また、特定の親族を指定し、当該親族に対し臓器を優先的に提供する意思が書面により表示されていた場合には、当該臓器を当該親族を含む親族全体（1に規定する範囲の配偶者、子及び父母）へ優先的に提供する意思表示として取り扱うこと。</u></p>

<p>3 親族関係等の確認</p> <p>親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認すること。</p> <p>親族関係について、移植希望者（レシピエント）の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書及び家族又は遺族（複数が望ましい。）からの証言により、移植希望者（レシピエント）の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。</p> <p>なお、親族への優先的な臓器のあっせんに際して親族関係を確認する公的証明書は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票（配偶者であることが確認できる場合に限る。）とすること。</p> <p>また、移植希望者（レシピエント）の選択の際に戸籍の謄本又は抄本の入手が困難で</p>	<p>3 親族関係等の確認</p> <p>親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、親族関係を確認できる公的証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は続柄を確認できる住民票に限る。）により確認すること。</p> <p>親族関係について、移植希望者の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書及び家族又は遺族（複数が望ましい。）からの証言等により、続柄が明確である場合には移植希望者の選択を開始して差し支えない。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。</p>	<p>3 親族関係等の確認</p> <p>親族への優先的な臓器のあっせんに際しては、親族関係及び当該親族本人であることについて、公的証明書により確認すること。</p> <p>親族関係について、移植希望者（レシピエント）の選択の際に親族関係を確認できる公的証明書の入手が困難であることが明らかな場合には、入手可能なその他の公的証明書及び家族又は遺族（複数が望ましい。）からの証言により、移植希望者（レシピエント）の選択を開始して差し支えないこと。ただし、可能な限り速やかに親族関係を確認できる公的証明書により確認すること。</p> <p>なお、親族への優先的な臓器のあっせんに際して親族関係を確認する公的証明書は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票（配偶者であることが確認できる場合に限る。）とすること。</p> <p>また、移植希望者（レシピエント）の選択の際に戸籍の謄本又は抄本の入手が困難で</p>
--	---	--

<p><u>あることが明らかな場合に確認する「入手可能なその他の公的証明書」は、住民票等であり、臓器を提供する意思を表示している者と移植希望者（レシピエント）の双方について確認すること。</u></p>		<p><u>あることが明らかな場合に確認する「入手可能なその他の公的証明書」は、住民票等であり、臓器を提供する意思を表示している者と移植希望者（レシピエント）の双方について確認すること。</u></p>
<p>第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項（略）</p> <p>1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制 次のいずれも満たしていること。 (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。</p>	<p>第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項（略）</p> <p>1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制 次のいずれも満たしていること。 (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。<u>その際、整備する院内組織については、児童を含む患者等について虐待が行われた疑いの有無を確認するなど、「虐待を受けた児童」への対応を行う院内組織であれば、名称や構成員等は問わない。</u></p>	<p>第5 虐待を受けた児童への対応等に関する事項（略）</p> <p>1 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制 次のいずれも満たしていること。 (1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。</p>
<p>第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項</p> <p>1 （略） 2 <u>臓器移植コーディネーター</u> (1) （略）</p>	<p>第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項</p> <p>1 （略） 2 <u>臓器移植コーディネーター</u> (1) （略）</p>	<p>第6 脳死した者の身体から臓器を摘出する場合の脳死判定を行うまでの標準的な手順に関する事項</p> <p>1 （略） 2 コーディネーター (1) （略）</p>

<p>(2) 脳器移植コーディネーターは、主治医等から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が脳死判定に従う意思がないことを表示していない場合であって、次のいずれかに該当するときに、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うこと。</p>		
<p>ア・イ (略)</p>		
<p>(3) 本人の臓器提供及び脳死判定に係る意思について、書面及び臓器提供意思登録システムにより確認の上で、第3の2に規定する範囲の家族に対して十分確認すること。</p> <p>特に、臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示については、十分注意して確認すること。</p> <p>また、臓器を提供する意思を書面により表示している場合には、併せて親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。</p>		
<p>(2) 脳器移植コーディネーターは、主治医等から説明者として家族に紹介を受けた後に、家族に対して、脳死判定の概要、臓器移植を前提として法に規定する脳死判定により脳死と判定された場合には、法において人の死とされていること、本人が脳死判定に従う意思がないことを表示していない場合であって、次のいずれかに該当するときに、脳死した本人から臓器を摘出することができること等について必要な説明を行うこと。</p>	<p>ア・イ (略)</p>	<p>(3) 家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを承諾する意思があるか否かについて確認すること。</p> <p>本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者登録の有無について把握すること。</p> <p>(※) 右欄(2)が誤って削除されたことにより(3)と(4)が同一文となっている。</p>
<p>(新設)</p>		<p>(2) 本人の臓器提供及び脳死判定に係る意思について、書面及び臓器提供意思登録システムにより確認の上で、第3の2に規定する範囲の家族に対して十分確認すること。</p> <p>特に、臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がないことの表示については、十分注意して確認すること。</p> <p>また、臓器を提供する意思を書面により表示している場合には、併せて親族に対して臓器を優先的に提供する意思を表示しているか否かについて書面により確認すること。</p>

<p>(4) 家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを承諾する意思があるか否かについて確認すること。</p> <p>本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者登録の有無について把握すること。</p>	<p>(4) 家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを承諾する意思があるか否かについて確認すること。</p> <p>本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者登録の有無について把握すること。</p>	<p>(3) 家族が、脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを承諾する意思があるか否かについて確認すること。</p> <p>本人が臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を表示していることが書面により確認された場合には、親族への優先提供に関して必要な説明を行うとともに、該当する親族の有無及び当該親族の移植希望者<u>（レシピエント）</u>登録の有無について把握すること。</p>
---	---	--